

# **とんがりロード広域地域連携に関する協定書**

**平成28年3月**

**浦河町 様似町 えりも町 広尾町**

## とんがりロード広域地域連携に関する協定書

浦河町（以下「甲」という。）、様似町（以下「乙」という。）、えりも町（以下「丙」という。）及び広尾町（以下「丁」という。）は、市町村連携地域の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁（以下「4町」という。）が連携して人口定住のために必要な生活機能の確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るとともに、住民が幸福と充実を感じ安心して暮らし続けることのできる地域とするため、市町村連携地域の形成に関して、必要な事項を定める。

### （基本方針）

第2条 4町は、前条に規定する目的の達成のために市町村連携地域を形成し、次条に規定する政策分野の取り組みにおいて相互補完と役割分担による連携を図るものとする。

### （連携する政策分野）

第3条 4町が連携して取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容及び連携市町村の役割は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）

### （事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 4町は前条各号に規定する政策分野の取組を推進するため、4町による協議会を設置し、事務の執行に当たるものとする。

2 4町は、前条各号に規定する取組を推進するため、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

### （協定の期間）

第5条 この協定の期間は、4町の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、定めを設けないものとする。

### （協定の変更）

第6条 4町は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。

### （協定の解消）

第7条 4町は、この協定を解消しようとするときは、4町の協議による合意を得るものとする。

### （疑義の解決）

第8条 この協定の規定に関し疑義が生じたときは、4町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、4町が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月31日

浦河町・様似町・丸森町

浦河郡浦河町築地1丁目3番1号

甲 浦河町

浦河町長 池田



様似郡様似町大通1丁目21番地

乙 様似町

様似町長 坂下一幸



幌泉郡えりも町字本町206番地

丙 えりも町

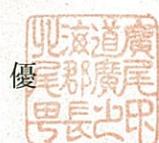
えりも町長 岩本溥叙



広尾郡広尾町西4条7丁目1

丁 広尾町

広尾町長 村瀬



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 産業振興

(1) 広域観光の推進

取組内容	各町の役割
4町圏域が有する自然環境・豊富な農林水産物・文化・人材等の地域資源を最大限に活用することで、外貨獲得ができるとんがりロード圏域ならではの魅力的な着地型観光の展開を進め、圏域外からの観光入込数の増加と経済の域内循環による地域活性化を目指す。	浦河町・様似町・えりも町・広尾町 1 広域連携を担う人材育成に関すること 2 広域連携事業の推進体制の強化に関すること 3 連携事業の実施及び調整に関すること

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域内外の住民との交流・移住促進

(1) 農林漁村での生活体験の推進

取組内容	各町の役割
基幹産業が農林水産業であるという関係自治体の特徴を最大限に活用した、農林漁家に滞在しながらの農作業や漁業の生活体験プログラムや、豊かな自然環境を活かした体験の提供により、都市圏等からの修学旅行受入や農林漁家による簡易宿泊所（民宿業）を展開し、都市圏住民との交流促進による地域活性化を目指す。	浦河町・様似町・えりも町 1 広域連携事業の推進体制の強化に関すること 2 連携事業の実施及び調整に関すること